

千葉県教育委員会会議議事録

令和元年度第2回会議（定例会）

1 期 日 令和元年5月29日（水） 開会 午前10時32分
閉会 午後0時07分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 佐藤 眞理
井出 元
岡本 毅

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子

企画管理部

企 画 管 理 部 長 山口 新二
企 画 管 理 部 次 長 吉野 光好
教 育 総 務 課 長 藤谷 誠
企画管理部副参事兼教育総務課
人事給与室長 富岡 健治
教 育 政 策 課 長 岩崎 雅夫
企画管理部副参事兼
教育政策課高校改革推進室長 酒匂 一揮
財 務 課 長 榊田 善啓
教 育 施 設 課 長 西原 正男
福 利 課 長 梅島 好美

教育振興部

教 育 振 興 部 長 大野 英彦
学 校 危 機 管 理 監 中村 敏行
教 育 振 興 部 次 長 風間 慎吾
生 涯 学 習 課 長 古泉 弘志
学 習 指 導 課 長 内田 淳一
児 童 生 徒 課 長 中西 健
特 別 支 援 教 育 課 長 酒井 昌史
教 職 員 課 長 浅尾 智康
教 育 振 興 部 副 参 事 吉本 明広
学 校 安 全 保 健 課 長 日根野達也
文 化 財 課 長 大森けい子
体 育 課 長 加藤 俊文
教育振興部副参事兼体育課ちば
アクアラインマラソン準備室長 赤池 正好

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長	植草 基充
同 主査	川名 康博
同 主事	小倉 菜津希
教育政策課主幹兼教育広報室長	榊原 正策
同 主幹	鈴木 栄次
同 副主幹	岡野 秀次
財務課副課長	石井 賢一
同 主幹兼財務指導室長	鈴木 徳美
同 予算班長	北崎 行雄
同 主査	横田 弘平
同 副主査	矢野 亮平

教育振興部

生涯学習課社会教育主事兼班長	小泉 憲治
学習指導課主幹兼学力向上室長	本宮 照久
同 主席指導主事	稲川 一男
同 指導主事	大松 重徳
同 指導主事	小西 一央
児童生徒課	
主幹兼生徒指導・いじめ対策室長	伊澤 浩二
同 主席指導主事兼班長	小出 健司
特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長	松田 厚
同 指導主事	原田 重俊
教職員課主幹兼管理室長	細川 義浩
同 管理主事	南 暁男
同 管理主事	松本 聡
同 管理主事	加瀬 博俊
学校安全保健課主席指導主事	杉倉 孝夫

事務局

企画管理部教育総務課副課長	青柳 誠
同 主幹兼委員会室長	神子 純一
同 主幹兼文書・情報室長	大野 光紀
同 委員会室副主幹	初芝 亨
同 主査	今井 清人
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 岡本 毅 委員

6 平成31年度第1回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第5号議案から第15号議案の議案11件、第2号報告の報告議案1件、報告1から報告4の報告4件である。

第9号議案から第15号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第5号議案 県立高等学校の学科の設置について

【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

議案資料1-1ページを御覧いただきたい。県教育委員会では、生徒の多様な興味・関心、能力・適性等に対応し、卒業後の進路を見据えた学びの選択ができるよう、職業系専門学科の在り方を見直している。第5号議案は、県立学校改革推進プラン・第4次実施プログラムに基づき、千葉工業高校定時制の機械科・電気科を工業科に、市川工業高校定時制の機械電気科・建築科を工業科に再編成し、令和2年4月1日から両校に工業科を設置しようとするものである。

【岡本委員】

学科を再編成する目的を教えてほしい。

【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

大きく変化する社会情勢と、卒業後の様々な就職先を考慮した結果、工業全般の基礎基本の知識と技術を確実に習得させることにある。

【澤川教育長】

両校とも昨年度入試で志願倍率は1倍を割っているか。

【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

両校とも1倍を下回っている。本年度1年生は、千葉工業の機械科8人、電気科18人、市川工業の機械電気科14人、建築科9人である。

【澤川教育長】

再編成後、どのようなカリキュラムで、専門性と広範な基礎知識を両立させようとしているのか、現時点での考え方を教えてほしい。

【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

教育課程は現在手掛けているところであるが、1年次では、工業科の基礎の定着を図り、2年次から、生徒が進路希望や興味・関心に応じて選択する機械・電気・建築などの専門分野のコースを設置する。

【澤川教育長】

再編成作業に遺漏がないよう進めてほしい。

【澤川教育長】

第5号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第5号議案は、原案どおり可決する。

第6号議案 令和2年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

【学習指導課長】

議案 2 ページを御覧いただきたい。この選抜要項は、令和 2 年度入学者選抜の、検査内容及び選抜方法等に関する大綱について定めたものである。昨年度のものから日程以外の変更点はない。選抜日程については、平成 30 年 12 月 19 日の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会 Web ページで公表している。議案資料 2-1 ページを御覧いただきたい。今後の流れとしては、この入学者選抜要項を、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会の Web ページで公表するとともに県報に登載し、県民に告示する。なお、選抜の実施に関して必要な具体的な事項を定めた「千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」を作成し、公表する。

【澤川教育長】

議案資料にある 8 月中旬の入学者選抜実施要項はどういう手続きで決定されるのか。教育委員会会議で諮るとのことか。

【学習指導課長】

議決事項ではない。

【澤川教育長】

教育委員に対してもしっかりと説明される中で作成していただきたい。基本的には昨年度と大きな変更はないということによいか。

【学習指導課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

前期後期で分かれる今のスタイルの入試はこの令和 2 年度が最後ということか。

【学習指導課長】

今回が最後である。

【澤川教育長】

事務に遺漏の無いように進めてほしい。今年度、この春の入試については一部事務処理のミスがあったので、改めて事務の徹底、適正化をお願いしたい。令和 3 年度の入試以降の改革については、関係者の意見を踏まえながら、より良い案をまとめて、かつそれを中学校と、生徒にしっかりと周知していただきたい。

【澤川教育長】

第 6 号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第 6 号議案は、原案どおり可決する。

第 7 号議案 令和 2 年度千葉県県立中学校第 1 学年入学者決定要項の制定について

【学習指導課長】

議案 13 ページを御覧いただきたい。この入学者決定要項は、「県立中学校管理規則」第 25 条を受けて、生徒の募集及び入学者の決定方法等について定めたものである。昨年度から、日程以外の変更点はない。日程については、平成 30 年 12 月 19 日の教育委員会会議におい

で決定し、すでに県教育委員会Webページで公表している。議案資料13-1ページを御覧いただきたい。今後の流れを説明する。入学者決定要項は、本日の議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のWebページ等で公表するとともに、県報に登載し、県民に告示する。なお、入学者決定の実施に関して必要な具体的事項を定めた「入学者決定実施要項」を作成し、公表する。

【澤川教育長】

昨年度と具体的な日程以外に大きな変更点はないということによろしいか。

【学習指導課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

引き続き事務の徹底と、小学校の関係者と児童への周知をお願いしたい。

【澤川教育長】

第7号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第7号議案は、原案どおり可決する。

第8号議案 令和2年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項の制定について

【特別支援教育課長】

別添冊子表紙裏を御覧いただきたい。令和2年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。議案資料16-1ページを御覧いただきたい。日程の進め方については、昨年度と同様である。続いて、変更点について説明する。別添冊子1ページを御覧いただきたい。高等部普通科職業コース及び高等部専門学科については、通学区域が県内全域であり、スクールバスの運行がないことから、通学の方法が多岐にわたるため、これまでの「自力通学が可能な者」から「公共の交通機関等を利用して通学ができる者」と改め、「自力」での通学は問わないこととした。別添冊子5ページを御覧いただきたい。急な転居や進路変更をした受検生などに対応できるよう、再募集に関する項目を新設した。この入学者選考要項は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のウェブページで公表する。その後8月下旬には、高等学校の説明会同様に、各教育事務所管内で、県内の公立中学校及び特別支援学校を対象とした説明会を実施し、入学者選考について周知する予定である。

【澤川教育長】

「再募集」の対象はどういう生徒か。

【特別支援教育課長】

急な転居や進路変更などの様々な理由で、選考日以降に該当特別支援学校への入学を希望した受検生に対応ができるようにしている。これまでも、学校ごとに行っていたが、要項の記載はなかったため、今回明記した。

【澤川教育長】

「再募集」は高等学校の不合格者も対象としているか。

【特別支援教育課長】

そう考えている。

【澤川教育長】

特別支援学校は幼稚部なども含むため、広く周知をして欲しい。

【澤川教育長】

第8号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第8号議案は、原案どおり可決する。

第2号報告 教育委員会所管に係る令和元年度6月補正予算案について

【財務課長】

議案17ページを御覧いただきたい。本件は、令和元年度6月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年5月14日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で御審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、18ページのとおり、5月20日に知事に対して、本委員会として異議ない旨回答したことを報告するものである。議案資料17-1ページを御覧いただきたい。教育委員会所管に係る補正予算額は一般会計で、6,700万円の増額であり、補正前の額とあわせると3,829億1,250万2千円となる。1 性質別内訳、2 項別内訳、3 財源内訳については、記載のとおりである。議案資料17-2ページを御覧いただきたい。事業内容は、全て児童虐待防止緊急対策に係るものである。(1) 非常勤講師の加配は、予算額5,300万円の新規事業で、担任教諭が児童へのきめ細かな見守りやケアを行えるよう、授業の一部を代替する非常勤講師を35人配置するものである。(2) スクールソーシャルワーカーの増員は、予算額930万円で、現在、拠点校に配置しているスクールソーシャルワーカーについて、困難事案にも迅速に対応できるよう、さらに、各教育事務所に1名ずつ配置するものである。(3) 教職員の対応力向上は、予算額470万円の新規事業で、教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法律相談等を実施するほか、教職員向けリーフレットを作成・配付し、各学校において校内研修等を実施するものである。

【井出委員】

1都9県教育委員会全委員協議会でも千葉県が提案した取組は注目されていた。大切な予算なので実績をあげてもらいたい。

【澤川教育長】

6月補正は県の予算でも稀である。一般的には9月補正が主の中で、今回の事案の緊急性に鑑みて県全体として緊急対策を打ち出し、6月補正という形になった。非常勤講師の確保、スクールソーシャルワーカーの確保、スクールロイヤーの活用など、人の活用を伴うものがある。年度途中ということもあり、講師の確保が、難しくなっていると聞いているので、各教育事務所、市町村教育委員会と連携して、予算に計上した人数が確保できるような準備を進めてもらいたい。

【岡本委員】

緊急対応での6月補正ということで、仕方ないと思うが、来年度当初予算に向けて根本的な対策を担当部局で検討いただきたい。

【澤川教育長】

まずは、しっかり補正を動かすのが第一だと思うが、今年度の当初予算も含めて活用状況をしっかりと把握し、来年度の更なる充実に繋げていきたい。併せて県の児童虐待防止マニュアルも、国の手引きの改定を踏まえ、全面改定作業中であり、いかに早期発見・早期通告・連絡につなげていくか、しっかりと現場とともに取組を進めていきたい。

【佐藤教育長職務代理者】

県の教育委員会のマニュアルを平成19年以来変えていない。マニュアルの中には実際にきちんとやっておけば防げていたことが今回の事件でもあったかもしれない。マニュアルの改定と同時に、どう運用していくか、最悪のことも念頭に置きながら、子ども達とも接していくことが必要だと思う。

【澤川教育長】

マニュアルの改定以外にも通知等、現場へ情報提供しているところである。国も新たに手引きを作るという大きな節目であり、これを機に、しっかりとした千葉県としてのマニュアルを作成するとともに、現場にしっかりと周知していきたい。

第2号報告は終了。

報告1 第1回次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を実現する有識者会議について

【教育政策課長】

報告資料1ページを御覧いただきたい。この会議は、第3期千葉県教育振興基本計画の策定に向けて、昨年度の懇話会での議論を基に、本県教育の施策や具体的な取組について、大学教授等の有識者・専門家から、幅広く意見を伺うために設置したものである。有識者会議の委員及び特別委員についてだが、第1回から第5回まで、全ての会議で協議いただく委員として、千葉大学特任教授の天笠茂氏をはじめ10名の有識者に、協議するテーマに応じて該当する回に参加し、意見発表をしていただく特別委員として、放送大学教授の岩崎久美子氏をはじめ9名の有識者に就任いただいた。主な協議内容としては、昨年度の懇話会の議論を踏まえて設定した4つのテーマ、具体的には

- ・志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供の育成
- ・家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備
- ・「誇り」と「安心」を育む学校の構築
- ・世界を舞台に活躍する人材の育成と「楽しい」「喜び」に満ちた社会の創造

をテーマに協議を行っていく。開催日程については、9月までに計5回開催することを予定しており、5月9日に開催した第1回の会議では、座長には千葉大学教授の貞廣斎子委員に、副座長に麗澤大学特任教授の中山理委員が選出された後、各委員から「家庭教育支援の必要性」や「千葉県が持つ歴史文化資産の活用」などの御意見をいただいた。また、第2回の会議を明日、5月30日に予定している。

【澤川教育長】

既に5月9日に第1回会議が開催されたが、この計画が策定されるのは、2020年のオリンピック・パラリンピック開催の年になる。また、新学習指導要領への対応など新たな課題への対応も必要となっている。次期計画については、これまでの良さを大事にしながら、未来志向で、千葉県の将来を担う子供の育成に向けて、策定していきたいと考えている。委員の皆様には、オブザーバーとして御参加いただければと思う。

報告 1 は終了。

報告 2 平成 31 年度千葉県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について

【学習指導課長】

報告資料 2 ページを御覧いただきたい。前期選抜を 2 月 12 日及び 13 日に、後期選抜を 2 月 28 日に実施し、その後の第 2 次募集及び定時制課程の追加募集の結果を含め、表のとおり入学許可候補者数が確定した。全日制の課程は、定員が 32,840 人のところ入学許可候補者数は、32,176 人であった。定時制の課程は、定員が 1,380 人のところ入学許可候補者数は、784 人であった。また、県立千葉大宮高等学校通信制の課程の入学者選抜では、五期の入学者選抜のうち、一期から四期まで選抜を実施し、152 人の入学許可候補者を確定した。続いて、学力検査の結果の概要について、別添の冊子をもとに説明する。この冊子は、学力検査を実施した 5 教科の得点合計や、教科ごとの出題方針、問題別の正答率、得点の分布等をまとめたものである。冊子の 2 ページ「4 学力検査問題の特徴」を御覧いただきたい。前期選抜、後期選抜いずれも 5 教科の学力検査を実施しているが、平成 31 年度の学力検査問題については、中学校学習指導要領に基づき、総合的な力をみることができるよう基礎的・基本的な事項の正確な理解度をみる問題や学習した基礎的知識を応用して答えを導く問題、思考力・判断力・表現力を総合的にみる問題も出題した。3 ページを御覧いただきたい。結果の概要として各教科の平均点等を示した。前期選抜については、4 ページから 13 ページに、教科ごとに出題方針や問題ごとの正答率等を示し、14 ページ・15 ページには各教科と 5 教科得点合計の受検者の得点分布を掲載した。後期選抜については、16 ページから 27 ページに掲載した。正答率等の特徴として、全ての教科において、基礎的・基本的な知識や技能等を問う設問については概ね正答率が高い傾向にある。しかし、前期選抜の社会において、大化の改新と同じ世紀の世界のできごとについての設問は、日本の歴史上の出来事を資料から選択し、それと同じ時期に起きた世界の出来事を選択するという基本的な事項を 2 段階で判断することが必要とされたため、正答率が低くなっている。また、自分の考えの要約や作文等の「考えて書く」設問では正答率が低い傾向にあり、無答率も高い傾向が見られたが、後期選抜の理科において、エタノールの特徴について、指定された語句を使って簡潔に書く設問では、比較的高い正答率となっており、改善も見られる。なお、この冊子は、中学校及び高等学校をはじめ関係機関に配付し、生徒の学力を把握するとともに、指導改善及び指導力の向上を図る。また、県民への周知のため、県教育委員会の Web ページに公表する。

【井出委員】

前期選抜・後期選抜の平均点の変化というものをどう捉えているか。

【学習指導課長】

平均点の変化については受検生も検査問題も異なるため、一概に比べることはできないと考える。

【井出委員】

無答率はどのように評価しているのか。

【学習指導課長】

設問が難しいということもある。また、検査時間の関係で解けなかったということもあると考える。

【井出委員】

無答率が高いところはしっかりと教育していかなければならないと思う。

【学習指導課長】

しっかりと受け止め、指導の改善に生かしていきたいと考える。

【澤川教育長】

前期選抜国語の漢字の書きの設問で無答率が高い。漢字の読みや書きは基本的な事項であると思うが、無答率が高いことをどう分析しているのか。

【学習指導課長】

漢字の読み書きは基礎的な事項であると考えるので正答率を上げていかなければならないと考える。

【澤川教育長】

学力検査の結果の冊子は貴重な資料であると思うのでフィードバックし、学校に配付するだけでなく、研修会等を通して状況等について中学校と共有し、指導の改善に生かせるようにしてほしいと考える。

報告2は終了。

報告3 平成30年度セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果について

【教職員課長】

報告資料3ページ、4ページに調査の概要を、5ページから14ページまで詳細なデータを載せているので御覧いただきたい。セクハラ及び体罰に関する調査は、より良い学校環境の構築等を目的として実施しているものである。当該調査は、千葉市立及び市立高等学校を除くすべての公立学校に在籍する児童・生徒及び職員を対象に実施している。報告資料3ページの2「調査結果の概要」(1)の「セクハラ実態調査の結果について」だが、セクハラと感じて不快であったと回答した児童生徒の割合は、平成29年度と比較して大きな変化はなく、約1000人に1人の割合である。実数で見ると、全体で、424人であり、平成29年度と比較すると、116人増加している。児童生徒がセクハラであり不快と感じた具体的な内容だが、「性的な話・冗談等を言われ、不快であった。」、「みんなの前で容姿を話題にされ、不快であった。」、「必要以上に身体を触られ、不快であった。」、という回答が主なものであった。また、平成28年度から調査内容に加えたセクハラ以外のハラスメントを受け不快であったと回答した児童生徒の割合は、約1000人に2人の割合であり、実数で見ると、全体で、993人であり、平成29年度の763人から230人増加した。内容としては、教員の発言内容、対応、指導方法についての回答が主なものであった。それぞれ記載のあった内容については、各学校のセクハラ相談員を中心に追跡調査を実施したが、深刻な問題が発覚したとの報告はなかった。

次に、同じく報告資料4ページの(2)の「体罰実態調査の結果について」だが、この調査は、児童生徒から体罰の項目に記載のあったものについて、当該児童生徒及び関係者から聞き取り等の事実確認を行い、体罰の疑いがあるものも含めて報告するよう求めたものである。調査の結果、新たに発覚した体罰は1件であった。なお、データ編となる報告資料13ページの下段に記載したとおり、本調査以外の方法で県教育委員会が平成30年度中に体罰として事故を確認した件数は、4件であった。この4件は県教育委員会及び市町村教育委員会で、懲戒の処分を含め厳正に対処したところである。課題と今後の対策だが、児童生徒のセクハラ件数は全体として、平成29年度より増加しており、教員の言動をセクハラであると不快に感じる児童生徒が実数として増えていること、体罰について、いまだに根絶に至っていないことは極めて遺憾なことであり、相談体制の整備、参加型の職員研修の実施、児童生徒の人権意識の高揚を図ること等を通じて、引き続きセクハラ及び体罰の根絶に取り組んでいく。また、同じくデータ編となる報告資料11ページの上段に記載したとおり、県立学校におけるセクハラ(悩みごと)相談員の周知率は、平成29年度の66.8%から68.4%に増加したとはいえ、ま

だ低い状況にある。今後も、周知率の向上を目指していく。最後に今年度も、セクハラ及び体罰に関する実態調査を実施することとし、セクハラ・体罰事故の未然防止に努めるとともに、調査内容や集計方法についても、学校の信頼につながる対応となるよう検討していく。なお、本調査結果については、昨日28日（火）報道発表をしたところである。

【佐藤教育長職務代理者】

4ページに平成16年度から30年度までの経過が記載されているが、調査は平成16年度に始めたのか。平成16年度と比べると減っていると理解してよいか。

【教職員課長】

調査は平成16年度から実施している。傾向としては、減少していると考えているが、実数にすると昨年度より増えているという実態もあるので、訴え等を分析した上で対応していく必要があると考える。

【井出委員】

体罰の実態調査でほとんどの項目が0件ということだが、現実には0件なのだろうか。アンケート調査に出てこないようなものもありえるのではないか。

【教職員課長】

実際にこの調査を通しては0件であったが、いじめ認知件数の調査のように、「これでなければ体罰ではない」と考えるのではなく、別の形で事態に気づく手立てが必要であると考えており、各学校でもそのように取り組んでいるものと考えている。

【岡本委員】

セクハラ相談員の設置の根拠やシステム、どんな方が任用されているのか。

【教職員課長】

各学校で、校長が委嘱するなどして設置をしている。養護教諭や女性職員を必ず含めるなど、児童生徒が相談しやすい者が対象となるようにしている。

【岡本委員】

相談員は、セクハラに限定せず、その他のハラスメントにも相談にのれるような体制整備をやっていただきたい。

【教職員課長】

いただいた御意見を踏まえ、セクハラ以外のハラスメントに対する回答も増えている状況もあるので、適切に対応できるようにしていきたい。

【澤川教育長】

深刻な事案は無かったとのことだが、具体的な事例を見ると、児童生徒の受け止め方と教員の受け止め方とで隔たりがあると言わざるを得ない。教員の何気ない発言が子供たちを傷つけているということもあるので、啓発・研修等やっていく必要がある。この貴重な資料から、「どんなことが子供たちにとってセクハラと受け止められるのか」が先生方に伝わるよう周知の徹底の仕方を工夫して欲しい。

報告3は終了。

報告4 「学校における働き方改革推進プラン」の改定について

【教職員課長】

報告資料15ページを御覧いただきたい。県教育委員会では、「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」を実現するための行動計画である「学校における働き方改革推進プラン」を昨年9月に策定し、業務改善の推進及び教職員の意識改革を図るため、出退勤時刻管理システムを活用した勤務実態の把握、部活動の負担軽減など48項目の取組を進めてきた。しかしながら、PDCAサイクルを構築し、取組の進捗状況を検証することを目的に、昨年度それぞれ2回実施した「勤務実態調査」及び「意識調査」の結果からは、在校時間が一定程度減少するなどの成果が見られた一方、いわゆる過労死ラインといわれる「月当たりの超過勤務時間が80時間を超える教職員」が、特に中学校や高等学校において未だ多く存在することや、「子供と向き合う時間が十分に確保できている」と回答した教職員が約半数にとどまるなど、意識改革についても十分に進んでいないことが明らかになった。また、本年1月、文部科学省は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」で、条例等で定められた1日の勤務時間を超えた時間の1か月の合計が、45時間を超えないようにすることを原則とする等の基準を示し、このガイドラインを参考に、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。そこで、「プラン」の目標等を見直すこととした。「プラン」の4ページを御覧いただきたい。これまでの取組の成果や国の動向を踏まえ、「本県の目標」を、「文部科学省のガイドラインに示された勤務時間の上限の目安時間遵守に向け、速やかに、月当たり正規の勤務時間を80時間超えて在校する教職員を「0」にする。また、「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」を70%以上に、及び「勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合」を80%以上にする。」と改定し、更なる取組を進めていくこととした。その他、昨年度の取組を踏まえ、本年3月に策定した「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」の記載を追加するなど、内容を更新した。今後とも、「プラン」で示した48項目の取組の更なる徹底に取り組み、業務の削減や勤務環境の整備を進めるとともに、県教育委員会の進める働き方改革の取組をホームページ等で積極的に広報するなどして、保護者や地域等の理解と協力を得ながら、「プラン」の新しい目標の達成に向け、取り組んでいく。

【井出委員】

教員の意識改革は慎重にやる必要がある。「子供のため」という使命感を削ぐことにならないように、目標をしっかりと伝えなければならない。「学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが必ずしも教職員が担う必要のない業務」、「教職員の業務だが、負担軽減が可能な業務」をしっかりと分けることは難しいが、これを行わないと改革はできない。時間に余裕があるからといって本当の改革になるのではなく、余裕の時間をどうするかを考えていただきたい。

【教職員課長】

先生方がこれまで取り組んできた「子供たちのために」という実践を否定するものではなく、取組の大切な部分を活かし、仕事の進め方を工夫することで働き方改革を進めていきたい。

【岡本委員】

学校だけに言えることではないが、在校時間の短縮だけを目的にするのではなく、結果としてそうなるというものである。4ページの目標の囲みにある「また、」以下（意識改革の文言）は、非常に重要ではないか。しっかり指導をお願いしたい。

【澤川教育長】

働き方改革は、昨年度来、県の重要施策の一つとして推進している。結果については、成果は出ているものの、まだ必ずしも十分ではない。意識改革については、現場の声を聞くと一定程度感じている。昨年度同様、しっかりと進めていきたい。

報告4は終了。

委員報告 県立東金特別支援学校の視察について

【佐藤教育長職務代理者】

4月25日に県立東金特別支援学校を視察した。目的は、教育課程及び学校運営状況の視察、教職員等との情報交換である。平成31年2月1日に「魅力ある県立学校づくり大賞」の教育長賞を受け、また平成30年9月1日に防災功労者内閣総理大臣表彰を受け、非常にアクティブに防災教育を推進している学校である。視察時期が新年度始まったばかりであったが、小学部の運動会練習も含め、落ち着いた雰囲気と和やかに授業が進められていた。また、寄宿舎は、非常に整理整頓されており、寄宿舎職員の日頃の指導がより良く行われていることが推察された。教職員との懇談の内容としては、防災教育を8年間続けており、今では、学校側からの働きかけだけでなく、地域・地元から防災関連行事に参加してほしいと呼びかけられる存在になっている。寄宿舎については、寄宿舎職員と学級担任との連携が今後も課題の一つとなっている。オリパラ教育にも熱心に活動しており、2021年以降も地域への発信など今後を見据えた教育を考えている等、熱心な先生方との意見交換ができた。

【澤川教育長】

「魅力ある県立学校づくり大賞」の表彰式に私も参加したが、校長先生をはじめ、子供たちも自発的でとても元気だったことが印象的である。

委員報告 令和元年度初任者研修開校式について

【井出委員】

5月14日、1776名の新規採用教職員に向けて、京谷委員が「新たに教職員になられた皆さんへ」をテーマに講話を行った。京谷委員は自分の体験を踏まえて、これから未知の世界に入っていく新採者を勇気づけるような講話であり、どの新採者も真剣に食い入るように聴いていた。特に印象的だったのは、「当たり前が当たり前でできるような人間になってください。」という言葉である。当たり前のこととは、常に夢を持つこと、失敗を成功のきっかけにすること、あきらめないこと、出会いを大切にすること、感謝の気持ちを忘れないことであり、全て体験を交えて伝えていた。京谷委員の非常に力強いメッセージに、新採者だけでなく私自身も感銘を受けて拝聴した。

委員報告 1都9県教育委員会全委員協議会について

【井出委員】

5月16日、17日に山梨県甲府市で開催された1都9県教育委員会全委員協議会に佐藤教育長職務代理者と参加した。まず、開会行事の中で、文部科学省初等中等局特別支援教育課長から「発達障害のある児童生徒に対する支援体制の強化について」の行政説明があった。その後、「発達障害のある児童生徒に対する支援体制の強化について」「児童生徒の虐待防止、自殺予防に係る関係機関と連携した取り組みについて」「これからのよりよい部活動指導の在り方について」「社会で活躍できる人材の育成について」の4つのテーマに分かれて協議を行った。佐藤教育長職務代理者は、「児童生徒の虐待防止、自殺予防に係る関係機関と連携した取り組みについて」の分科会に参加した。私は、「社会で活躍できる人材の育成について」の分科会に参加したが、参加者のほとんどが大学の教授であった。現在、大学でもキャリア教育を大切にしており、小学校、中学校、高校と積み上げられたものを前提に大学のキャリア教育を進めるべきであると感じた。本県においても系統的なキャリア教育が行われていることや地域社会を支える人材育成について本県の現状を紹介した。2日目は、日本遺産に認定された「葡萄畑が織りなす風景」ということで、ぶどう寺とも呼ばれる大善寺で住職の講話を聴き、山梨県で最も古いワイナリーを視察した。山梨県の地場産業に触れ、各県の固有の潜在的な教育力を垣間見た。地域社会を支える人材というのは、地域社会に根ざした教育が前提である。そういう意味で千葉県が持っている教育力をもっともっと生かせると実感した。

【澤川教育長】

随所に大変貴重なご示唆をいただいた。また、5月14日、16日、17日と連続して、参加いただきありがとうございます。

委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第9号議案 千葉県生涯学習審議会委員の解任について

第10号議案 千葉県社会教育委員の解嘱について

【生涯学習課長】

第9号議案「千葉県生涯学習審議会委員の解任について」と第10号議案「千葉県社会教育委員の解嘱について」は一括して説明する。議案資料21-1ページを御覧いただきたい。この度、任期半ばではあるが、千葉県生涯学習審議会委員及び社会教育委員である前松戸市立中部小学校長三輪睦子氏から、一身上の理由により、退任したいとの願いが出された。三輪委員におかれては、豊かな経験と学識から、貴重な御意見をいただいております、慰留や後任候補等の検討を経て、この度、解任・解嘱について御審議いただきたい。なお、現在10名をもって構成している審議会、委員会であるが、11月に委員の皆さまの任期満了を迎えるまで、委員の補充は行わない方向で考えている。

【澤川教育長】

第9号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第9号議案は、原案どおり可決する。

【澤川教育長】

続いて、第10号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第10号議案は、原案どおり可決する。

第11号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第12号議案 学校職員の懲戒処分について

第13号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 1 4 号議案 学校職員の懲戒処分について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 1 5 号議案 学校職員の懲戒処分について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告